

愛知県環境審議会水質部会（平成24年度第1回）会議録

1 日時

平成25年1月21日（月）午後2時から3時45分まで

2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

3 出席者

（1）委員（12名）

小嶋部会長、松尾委員、安田委員、石附専門委員、田中専門委員、湯地専門委員、梅山特別委員（代理：中部地方整備局企画部環境調整官）、甲斐特別委員（代理：中部運輸局交通環境部計画調整官）、中島特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課課長補佐）、三宅特別委員（代理：名古屋国税局課税第二部鑑定官室主任鑑定官）、森特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、山田特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐）

（2）事務局（14名）

（愛知県環境部）渡邊技監

（水地盤環境課）杉本課長、大矢主幹、新井主幹、谷口課長補佐、岩井課長補佐、鈴木主査、藤田主査、中村技師、森本技師、黒木技師、村田技師、高橋主事

（環境調査センター）坂井田主任研究員

4 傍聴人等

傍聴人なし、報道関係者なし

5 議事

- ・ 会議録への署名は、松尾委員、安田委員が行うこととなった。

（1）水質部会長代理の選任について

- ・ 小嶋部会長の指名により、松尾委員が部会長代理に選任された。

（2）諮問事項

伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点の選定について

- ・ 事務局から、資料2-1、資料2-2に基づき、伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点の選定について説明があった。

< 質疑応答 >

[湯地専門委員] 資料 2 - 2 の 5 ページの図について、表題中の「補助点」と凡例中の「環境基準点以外」は同じものか。

[事務局] 同じものである。

[小嶋部会長] 補助点の「N」と「M」の記号に意味があるのか。

[事務局] 「N」は当初の環境基準点とその後追加した補助点であり通年調査の地点、「M」は当初からの補助点で一般調査の地点である。

[松尾委員] 資料 2 - 2 の 3 ページにおいて、伊勢湾(イ)の地点を文章では「2丁目及び3丁目」としているが、表3では「2丁目」としている。採水地点は固定されるのか、それとも幅を持っていると考えればよいのか。

[事務局] 採水地点は、2丁目から3丁目にかけて東西方向に延びる護岸の中央部付近の地先を考えている。

[小嶋部会長] 3丁目の地先でも測定する可能性があるのか。

[事務局] 護岸の中央部付近は2丁目である。2丁目の地先で測定することから、文章中の「及び3丁目」は削除させていただく。

[中部地方整備局] 水域類型の指定や環境基準点の選定において、生態系はどのように考慮されているのか。

[事務局] 海域には生物Aと生物特Aの2つの類型があり、生物特Aは産卵場や幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域である。また、全窒素等の環境基準は富栄養化に対応したものであり、生態系の底辺に位置するプランクトンの生産に関わっている。今回の環境基準点については、まず、全窒素等の環境基準点から選定することとしており、生態系とも関連する地点となっている。

[小嶋部会長] 新規に追加する伊勢湾(イ)と伊勢湾(ホ)の地点について、既存の環境基準項目に関する環境基準点に指定することはないのか。

[事務局] 新規の地点は、水生生物の保全に係る環境基準点であり、既存の環境基準とすることはない。

- ・ 事務局から部会報告案の説明があった。
- ・ 各委員から異議はなく、事務局が提示した案を部会報告とすることが決議された。

(3) 報告事項

平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要について

- ・ 事務局から資料 3 に基づき、平成 25 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の概要について説明があった。

< 質疑応答 >

[安田委員] 地下水のメッシュ調査とはどのような調査か。

[事務局] メッシュ調査は、未把握の地下水汚染を発見するため、毎年度、調査地点を替えて行う調査である。県内を基本的には約 5 km、山間部等については約 10 km 四方で区分した計 176 のメッシュについて、主要なメッシュとその他のメッシュに分け、主要なメッシュについては 2 年間で一巡、その他のメッシュについては 4 年間で一巡するよう調査対象メッシュを選定している。選定した調査対象メッシュにおいて、原則として新規の井戸で協力が得られる井戸において調査している。

[松尾委員] 公共用水域の健康項目は項目ごとに測定回数に違いがあるが、項目ごとに季節変動などの変動要因は把握しているか。季節変動がなければ、調査は年 4 回も必要ないのではないか。

[事務局] 過去の検出状況や検出された場合の環境基準値との差などを踏まえ、前年度の測定計画から見直しできるものを見直している。

[松尾委員] 測定回数は項目ごとに過去の調査結果とともに、季節変動も踏まえ、見直しできるものは見直しを行ってはどうか。

[事務局] 環境省の常時監視等の処理基準では原則年 12 回となっているが、これまでも効率化を図ってきており、今後も見直しを進める。

[松尾委員] 資料 3 の 5 ページにある調査地点の表について、河川の水域ごとに地点数が大きく異なるが、調査機関の表の地点数を集計したものか。

[事務局] その通りである。

名古屋市内水域における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果等について

- ・ 事務局から資料 4 - 1、4 - 2 及び参考資料 4 に基づき、名古屋市内水域における水生生物保全環境基準の水域類型の指定に関する調査結果等について説明があった。

< 質疑応答 >

[松尾委員] 河川の特別域はどのような場合に設定されるのか。

[事務局] 水産資源保護法の保護水面が設定されている場合や、保護水面と同等以上に保護が図られている場合である。

[松尾委員] 産卵場はどの河川にもあると考えられるが、保護が図られていなければ特別域としないのか。

[事務局] 国が実施した河川における水域類型の指定に関する答申において、そのような考え方が示されており、本県としても同様の考え方で特別域を指定するのが良いと考えている。

[田中委員] B O D 等の環境基準には複数の項目があり、調査結果がそのタイプの基準値を超えることもあると思うが、類型指定はどのように行っているのか。

[事務局] BOD等の環境基準の類型は、その水域における水道水源等の利用目的を踏まえ指定している。

(4) その他

- ・ 事務局から、資料5に基づき、水生生物保全環境基準の項目追加の検討状況について説明があった。

<質疑応答>

[湯地委員] ノニルフェノールなどの新規項目について、県にはデータの蓄積があるか。

[事務局] ノニルフェノールは、環境ホルモンの調査として実施しており、若干のデータはある。その他の項目についても若干はある。

[中部地方整備局] 追加される項目の対策について、環境省の検討状況はどのようか。

[事務局] 環境基準項目にノニルフェノールが追加された際の答申によると、今後の課題として、排水基準の設定等、適切な環境管理施策の検討が挙げられているが、現時点では具体的な対策の検討は行われていない。

- ・ 事務局から今後の水質部会の予定について説明があった。